

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 派遣労働者を受け入れている派遣先事業所への喚起

平成27年9月30日に施行された労働者派遣法改正法により、労働者派遣事業は許可制へ一本化され、同改正法施行前の届出による特定労働者派遣事業を行う者が経過措置により、「常時雇用される労働者」のみを派遣する労働者派遣事業を行える期間は、平成30年9月29日までとなっています。この経過措置の期間があと1年ほどで終了することから、愛知労務局では派遣労働者を受け入れている派遣先事業所に向けてリーフレットを作成し、無許可派遣の受入れとならないよう注意喚起が行われています。(※1)

なお、無許可派遣の受入れを行うことは労働者派遣法第24条の2に違反することとなり、労働契約申込みみなし制度が適用されることとなりますので、派遣先・派遣元事業所共に早めの対応が必要です。

【注意喚起されている派遣先事業所でのチェックポイント】

- ① (旧) 特定労働者派遣事業者(届出番号が「特〇〇-〇〇〇〇〇〇」)からの受入れがある。
- ② (旧) 特定労働者派遣事業者に対して、労働者派遣事業の許可申請見込を確認している。
- ③ (旧) 特定労働者派遣事業者が許可申請を行わない場合、自社での対応方針を決めている。(直接雇用への切り替え、新たな派遣元の選定など)

【労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣の5類型】

- ① 派遣労働者を禁止業務に従事させること
- ② 無許可事業主から労働者派遣の役務の提供を受けること(※2)
- ③ 事業所単位の期間制限に違反して労働者派遣を受けること
- ④ 個人単位の期間制限に違反して労働者派遣を受けること
- ⑤ いわゆる偽装請負等

◆労働契約申込みみなし制度とは◆

派遣先等が違法派遣を受けた時点で、派遣先等が派遣労働者に対して、その派遣労働者の雇用主(派遣元事業主)との労働条件と同じ内容の労働契約を申し込んだとみなす制度。但し、派遣先等が違法派遣に該当することを知らず、かつ、知らなかったことに過失が無かったときは適用されません。

(※1)

平成30年9月29日までに労働者派遣事業の許可の申請をされた場合、平成30年9月30日を過ぎてもその申請について許可又は不許可の処分があるまでの間は、引き続き「常時雇用される労働者」のみを派遣する労働者派遣事業を行うことができます。

(※2)

許可を受けている事業主については、厚生労働省が運営する人材サービス総合サイトで確認することができます。

2. 労務管理の基礎知識

■ 年次有給休暇（1）

年次有給休暇とは、一定の期間継続して勤務した労働者が心身の疲れを癒し、ゆとりのある生活をするために与えられる休暇で法律に定められているものです。

この年次有給休暇の付与は以下の二つの条件を満たす必要があります。

(※3)

パート、アルバイト、嘱託等と呼ばれる短時間労働者や管理監督者も対象になります。

① 雇入れの日から6か月間継続していること

② 全所定労働日の8割以上出勤していること

条件を満たすと次の日数の付与が必要となります。(※3)

年次有給休暇の付与日数 (※4)

① 週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上

(※4)

年の途中で労働日数の契約が変わった場合でもあっても、付与日時点の所定労働日数を基に計算します。

| 勤続年数 | 0.5年 | 1.5年 | 2.5年 | 3.5年 | 4.5年 | 5.5年 | 6.5年以上 |
|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 付与日数 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |

② 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満(比例付与)

| 週所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 勤続年数 | | | | | | |
|---------|------------|------|------|------|------|------|------|--------|
| | | 0.5年 | 1.5年 | 2.5年 | 3.5年 | 4.5年 | 5.5年 | 6.5年以上 |
| 4日 | 169日～216日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 121日～168日 | 5日 | 6日 | | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 73日～120日 | 3日 | 4日 | | 5日 | 6日 | | 7日 |
| 1日 | 48日～72日 | 1日 | 2日 | | | 3日 | | |

3. 所長コラム

■ 毎日が闘いです

井上陽水・研ナオコ・内田裕也・錦野 旦（にしきのあきら）・萩原健一・美川憲一・尾崎 豊・榎原敬之・江木俊夫・長渕 剛・桂銀 淑（ケイ・ウンスク）。皆さんもよく知ってる、又は聞き覚えのある芸能人。この人たちの共通点は？即座に答えられた人はかなりの芸能通。

では、次の人たちの名前を見れば大半の人は答えられると思います。ASKA（CHAGE and ASKA）・酒井法子・高樹沙耶・清原和博・田代まさし。

そうです、過去に覚醒剤取締法違反や大麻取締法違反で逮捕又は起訴猶予になった芸能人。お亡くなりになった方もお見えになります（合掌）が、今は罪を償い活躍されています。

昨年、田代まさし氏の講演を聞いたとき、『逮捕されたとき、購入先を聞かれますが絶対言いません。仕返しが怖いのではない。出所してから売ってもらえなくなるから』『注射を打っている夢を見たりします』『今は毎晩、今日も手を出さずに済んだ、毎日が闘いです』。

覚醒剤の再犯率、20代は39%で乱用増加する50歳以上は79%。頑張れマーシー！！